

第1日

令和3年5月7日（金）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより令和3年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にお諮りいたしました結果、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

12番柴山恭子議員

13番大庭きみ子議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案6件の送付を受けました。

これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和3年第2回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、専決処分について4件、補正予算について1件、教育長の任命について1件、合計6件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第46号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めらるるものであります。

第47号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一

部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日から施行されること等に伴い、朝倉市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものがあります。

第48号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第49号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を速やかに支給する経費について、予算の補正を行う必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第50号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に要する経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ7,923万1,000円を追加し、予算総額を380億5,923万1,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として行うプレミアム商品券発行事業費及び学習支援員・スクールサポートスタッフによる教育支援事業費に7,064万3,000円を計上いたしました。

衛生費では、乳幼児健診における新型コロナウイルス感染症対策事業費に63万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた畜産農家を支援する博多和牛等生産基盤確保対策事業費に1,995万4,000円を計上いたしました。

また、当初予算に計上しておりましたプレミアム商品券発行事業費の既定経費については減額いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として国庫支出金7,054万9,000円及び県支出金2,068万2,000円を計上いたしました。また、既定経費の減額に伴いまして、繰入金1,200万円を減額いたしました。

最後に、第51号議案朝倉市教育委員会教育長の任命につきましては、早野展生を朝倉市教育委員会委員長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(森山浩二君) 第51号議案の中で、朝倉市教育委員会教育長の説明の中で、「朝倉市教育委員会委員長」と市長が説明いたしました。正しくは「朝倉市教育委員会教育長」でございます。訂正をお願いいたします。

○議長(堀尾俊浩君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申合せにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第46号議案専決処分について(朝倉市税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案専決処分について(朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案専決処分について(朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案専決処分について(令和3年度朝倉市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第50号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

第49号議案及び第50号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。また、第51号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前11時30分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第46号議案外2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第46号議案外2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第46号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例）について

です。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正するものです。

主な改正内容は、まず、個人住民税において、1点目に、住宅借入金と特別税額控除の拡充・延長です。消費税率10%が適用される住宅取得については、通常10年である住宅ローン控除期間が13年に延長されており、適用条件が令和2年末入居までとなっていたものが、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は、入居期間が令和3年末までに1年延長されていました。今回、新築で令和3年9月30日までに契約したなどの場合には、入居期間をさらに令和4年末まで延長するものです。また、控除が適用される床面積適用条件は50平方メートル以上ですが、延長期間については、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、床面積40平方メートルから50平方メートルの住宅も対象となります。

2点目に、セルフメディケーション税制の延長です。薬局などで対象となる医薬品を購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の適用期間を令和4年度から令和9年度まで5年間延長するものです。

次に、軽自動車税について、1点目に、環境性能割の臨時的軽減期限の延長です。軽自動車税環境性能割は、軽自動車の取得時に課税される税として令和元年10月1日から導入されましたが、消費税率の引上げによる需要平準化のため、1%軽減する措置が取られています。今回、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済措置として、軽減期限を延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

2点目に、種別割のグリーン化特例の見直しです。電気自動車や一定の燃費基準を達成した環境性能を有する軽自動車を取得した場合、種別割の税率を軽減するグリーン化特例が設けられていますが、適用対象を営業用乗用車に限り、適用期間を令和3年度から令和5年度まで2年間延長するものです。

最後に、固定資産税について、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用です。平成30年7月豪雨により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成30年度分の固定資産税について、住宅用特例の適用を受けた者のうち、令和3年度または令和4年度に家屋または建築物の敷地の用に供されていない土地について、当該土地が住宅用地として使用することができないと市長が認める場合に限り、住宅用地特例の適用を受けることができる改正です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第47号議案専決処分について（朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例）についてです。

本件は、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の給付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市介護保険条例の一部を改正するものです。

改正内容は、令和3年度から令和5年度までの各年度における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料段階のうち、第8段階から第10段階までの基準所得金額を改正するものです。

審査に当たりましては、今回の改正による影響についてただしました。

執行部によりますと、第9段階、第10段階に該当する被保険者の一部の保険料が軽減されるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第48号議案専決処分について（朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）についてです。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることに伴い、関連する4件の条例の一部改正を一括して行うものです。

今回関連する4件の条例について、1件目は、朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例です。

2件目は、朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。

3件目は、朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例です。

4件目は、朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例です。

主な改正の内容は、人員配置基準の緩和、災害への対応力の強化、感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進等です。

審査に当たりましては、災害への対応力強化のための避難訓練を実施する際に、地域住民の参加についてはどのような展開を想定しているかただしました。

執行部によりますと、地域住民の参加が得られるよう、施設がコミュニティや区会長など、地域を巻き込んでいくことを考えているとの説明がありました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第46号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第46号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第47号議案専決処分について（朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第47号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第48号議案専決処分について（朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第48号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第49号議案の審議を行います。

それでは、第49号議案専決処分について（令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第49号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第50号議案の審議を行います。

それでは、第50号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案の審議を行います。

それでは、第51号議案朝倉市教育委員会教育長の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。

よって、第51号議案は原案のとおり同意されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時43分休憩

午後零時30分再開

○副議長（鹿毛哲也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職務を行いますので、御了承願います。

堀尾俊浩議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鹿毛哲也君) 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、堀尾俊浩議長を除斥扱いといたします。

(堀尾俊浩君退場)

○副議長(鹿毛哲也君) ここで、辞職願を職員に朗読させます。議会係長。

○係長(富田由美子君) 朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月7日。朝倉市議会議長堀尾俊浩。朝倉市議会副議長鹿毛哲也様。以上でございます。

○副議長(鹿毛哲也君) お諮りいたします。

堀尾俊浩議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鹿毛哲也君) 御異議なしと認めます。よって、堀尾俊浩議長の議長の辞職を許可することに決しました。

前議長の堀尾俊浩議員から発言の申出がっておりますので、入場を求め、これを許可します。

(堀尾俊浩君入場)

○議長(堀尾俊浩君) 退任に当たり、議員の皆様、それから執行部の皆様、そして議会事務局の皆様一言お礼を申し上げたいと思います。

この2年間、皆様方の御支援、御指導を頂きながら、朝倉市第7代議長として議会運営に携わらせていただきました。ここに心より感謝を申し上げます。

この2年間を振り返りますと、平成29年7月5日の九州北部豪雨災害、その後の毎年続く豪雨災害からの復旧・復興という問題がございました。そして、また、昨年からは、世界を今席卷しております新型コロナウイルス感染症が我が朝倉市でも今発生し、拡大しております。拡大防止のために対策が行われているところでありますが、同時に、市の経済もコロナの影響で沈滞し、多くの事業所で活動が滞っております。対策が急務になっておると思います。

昨年は、臨時議会を含め、8回の議会がありました。皆様方には本当に御迷惑をおかけいたしました。

朝倉市は、現在凍結している新庁舎問題等、取り組むべき課題がまだまだたくさんございます。私たち議会もこれから役割はさらに重要になってくると思っております。今後は、一

議員として課題にしっかりと取り組んでいく所存でございます。

今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。本当にこの2年間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（鹿毛哲也君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鹿毛哲也君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより、議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（鹿毛哲也君） 念のため、申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（鹿毛哲也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鹿毛哲也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（鹿毛哲也君） 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。議会係長。

○係長（富田由美子君） 点呼いたします。

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 番仲山寛議員 | 2 番徳永秀俊議員 | 3 番北川清文議員 |
| 4 番熊本正博議員 | 5 番加藤正二議員 | 6 番小島清人議員 |
| 7 番佐々木明子議員 | 8 番内田恵三議員 | 9 番半田雄三議員 |
| 10 番中島秀樹議員 | 12 番柴山恭子議員 | 13 番大庭きみ子議員 |
| 14 番梶原康嗣議員 | 15 番手嶋栄治議員 | 16 番実藤輝夫議員 |
| 18 番堀尾俊浩議員 | 17 番鹿毛哲也議員 | |

（投票）

○係長（富田由美子君） 以上でございます。

○副議長（鹿毛哲也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鹿毛哲也君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（鹿毛哲也君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に手嶋栄治議員及び仲山寛議員を指名いたします。

それでは、両議員の立会いをお願いします。演壇までお願いします。

（開票）

○副議長（鹿毛哲也君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 1票

有効投票中

半田雄三議員 16票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、半田雄三議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました半田議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

半田雄三議員の御挨拶をお願いいたします。

（半田雄三君登壇）

○議長（半田雄三君） ただいま、皆様より議長を拝命いたしました半田雄三でございます。たくさんの方に御指名いただきましたこと、身の引き締まる思いでございます。

現在、朝倉市は、通常業務に加え、皆様も御存じのとおり、復旧業務の仕上げの段階に入っております。その上、コロナ禍にあるということで、大変な困難な時期であると考えております。この困難を皆様とともに、皆様のお力をお借りしながら、少しでも前へ進めていきたいというふうに考えております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

（拍手）

（半田雄三君降壇）

○副議長（鹿毛哲也君） それでは、半田雄三議長、議長席にお着き願います。

（半田議長議長席へ着く）

○議長（半田雄三君） それでは、議事進行上、暫時休憩いたします。

午後零時51分休憩

午後零時59分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鹿毛哲也副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、鹿毛哲也副議長を除斥扱いといたします。

（鹿毛哲也君退場）

○議長（半田雄三君） ここで、辞職願を職員に朗読させます。議会係長。

○係長（富田由美子君） 朗読いたします。

辞職願。

今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月7日。朝倉市議会副議長鹿毛哲也。朝倉市議会議長半田雄三様。以上でございます。

○議長（半田雄三君） お諮りいたします。

鹿毛哲也副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、鹿毛哲也副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

前副議長の鹿毛哲也議員から発言の申出がっておりますので、入場を求め、これを許可いたします。

（鹿毛哲也君入場）

○副議長（鹿毛哲也君） 議員の皆様、皆様の御協力により、副議長の職を2年間、全うさせていただきました。心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

思い起こせば、コロナに始まり、コロナで終わったような私の職責でございました。議会が8回も開催されたことも非常に心に残っておるところでございます。

今後は、一議員として議会活動に邁進してまいります次第でございますので、今後ともどう

かよろしくお願いを申し上げまして、私のお礼の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（半田雄三君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことを決しました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の手續につきましては、議長の選挙と同様、会議規則によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（半田雄三君） 念のため、申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（半田雄三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（半田雄三君） 異状なしと認めます。

それでは、点呼を命じます。議会係長。

○係長（富田由美子君） 点呼いたします。

| | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 番仲山寛議員 | 2 番徳永秀俊議員 | 3 番北川清文議員 |
| 4 番熊本正博議員 | 5 番加藤正二議員 | 6 番小島清人議員 |
| 7 番佐々木明子議員 | 8 番内田恵三議員 | 10 番中島秀樹議員 |
| 12 番柴山恭子議員 | 13 番大庭きみ子議員 | 14 番梶原康嗣議員 |
| 15 番手嶋栄治議員 | 16 番実藤輝夫議員 | 17 番鹿毛哲也議員 |
| 18 番堀尾俊浩議員 | 9 番半田雄三議員 | |

（投票）

○係長（富田由美子君） 以上でございます。

○議長（半田雄三君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（半田雄三君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に実藤輝夫議員及び中島秀樹議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（半田雄三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 1票

有効投票中

小島清人議員 14票

大庭きみ子議員 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、小島清人議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小島清人議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

小島議員の御挨拶をお願いいたします。

（小島清人君登壇）

○副議長（小島清人君） 改めまして、皆様、こんにちは。小島清人でございます。一言お礼の御挨拶を申し上げます。

このたびは、副議長に御選任を賜り、誠にありがとうございました。心より厚くお礼を申し上げます。ただいまは、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

副議長の拜命を賜り、私といたしましては、浅学非才で微力ですが、朝倉市の振興発展、また、住民福祉の向上に全力で努めてまいる所存でございます。

また、朝倉市議会の運営に当たっては、市民の負託に応えるべく、議員の責務である、とりわけ執行部の監視チェック機能、政策立案の機能、市民の意思を反映する機能、これ

ら機能を肝に銘じ、かつ市民本位の視点を常に念頭に置き、しっかりと議長を支援させていただきますとともに、円滑な運営に全力で努めてまいる所存でございます。つきましては、議員各位の御支援、御協力、また、御指導、御鞭撻を賜りたく、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単で意を尽くしませんが、副議長拝命の決意の一端を申し述べ、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。終わります。（拍手）

（小島清人君降壇）

○議長（半田雄三君） 議事進行上、暫時休憩いたします。

午後 1 時17分休憩

午後 2 時49分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に、

| | | |
|--------|--------|---------|
| 徳永秀俊議員 | 加藤正二議員 | 佐々木明子議員 |
| 中島秀樹議員 | 柴山恭子議員 | それと私 |

以上の6名を、

環境民生常任委員に、

| | | |
|--------|---------|--------|
| 仲山寛議員 | 北川清文議員 | 熊本正博議員 |
| 堀尾俊浩議員 | 大庭きみ子議員 | 小島清人議員 |

以上の6名を、

建設経済常任委員に、

| | | |
|--------|--------|--------|
| 内田恵三議員 | 鹿毛哲也議員 | 浅尾静二議員 |
| 梶原康嗣議員 | 手嶋栄治議員 | 実藤輝夫議員 |

以上の6名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えいたします。

本日の会議は、時間の都合上、午後7時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後 2 時51分休憩

午後 3 時 33 分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、

柴山恭子議員 加藤正二議員 大庭きみ子議員

北川清文議員 浅尾静二議員 鹿毛哲也議員

以上の 6 名を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 6 名を議会運営委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩します。

午後 3 時 34 分休憩

午後 5 時 20 分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りいたします。

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙及び久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、以上 3 件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第 5 条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にて行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

| | | |
|--------|---------|--------|
| 私半田 | 小島清人議員 | 手嶋栄治議員 |
| 梶原康嗣議員 | 大庭きみ子議員 | 柴山恭子議員 |
| 加藤正二議員 | 北川清文議員 | |

以上の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合理約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

| | | |
|--------|--------|--------|
| 私半田 | 小島清人議員 | 堀尾俊浩議員 |
| 内田恵三議員 | 鹿毛哲也議員 | 熊本正博議員 |
| 徳永秀俊議員 | | |

以上の7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました7名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外三市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外三市町高等学校組合議会議員に、

柴山恭子議員 加藤正二議員

以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名が久留米市外三市町高等学校組合議会議員に当選されました。

ただいままでの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申出を日程

に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。

議長及び副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を行う必要が生じたので、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議席の一部変更の件を議題といたします。

お手元に配付の議席一覧表のとおり、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。御了承願います。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時26分閉会